

令和4年1月27日

加古川市立こども園・保育園の保護者の皆様へ

加古川市幼児保育課長

まん延防止等重点措置を踏まえた

保育体制確保への協力依頼について

平素より本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和4年1月27日（木）から2月20日（日）までの間、兵庫県は、「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、まん延防止等重点措置実施区域に指定されている期間の対応について、下記のとおりご協力をお願いします。

記

1 家庭での保育について

全国的にオミクロン株による新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市においても、児童・生徒の感染者が多数発生しており、学校や保育施設において、学級閉鎖や臨時休園を余儀なくされる事態となっております。また、濃厚接触者の増加による保育士の自宅待機や、保育士自身の子どもの在宅保育が必要なケースも急増しております。

保育施設は、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、引き続き感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則開所としておりますが、このような感染状況が続いた場合、勤務できない保育士が増えることにより、保育施設の運営自体に支障を来す可能性もある状況です。

つきましては、まん延防止等重点措置実施区域に指定されている1月27日（木）から2月20日（日）までの期間中は、可能な限りご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

※保育の受入れを制限するものではありません。

※あくまでも、協力の依頼であるため、保育料等の返還対象にはなりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 園内行事について

保護者等、大勢の人が参加する行事は延期又は中止します。